様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2024年12月24日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきかいしゃでんけん  一般事業主の氏名又は名称　株式会社デンケン  （ふりがな）　　　　　いしい　げんた  （法人の場合）代表者の氏名　　 石井　源太  住所　〒879-5513　大分県由布市狭間町高崎97番地１  法人番号　6320001001843  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社デンケンのDX戦略 | | 公表日 | 2024年　12月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：株式会社デンケン　企業ホームページ内  公表場所：  <https://www.dkn.co.jp/wp-content/themes/denken/img/ddx/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%87%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%B3%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf>  記載箇所：1.はじめに/ページ３  記載箇所：3.経営ビジョン/ページ５ | | 記載内容抜粋 | 現代社会の急激な変化に対応するため、当社は、データ活用とデジタル技術の進化がもたらすリスクと機会を深く認識し持続的成長を遂げることが不可欠と考えています。  グループで目指すDDXは、以下の目標を掲げています。   1. 人的資本経営の推進 2. コア技術の継承と深化、新領域への挑戦 3. 進化を支える企業体質への変革   この取り組みで、データ駆動型の意思決定の強化、業務効率と生産性の最大化、ステークホルダーへの高い価値提供を目指します。デジタル技術を活用することで市場競争力をさらに高め、新たな価値とビジネスを創出する企業へ発展します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 記載事項は、当社 取締役会にて、2024年11月25日に承認されております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | 株式会社デンケンのDX戦略 | | 公表日 | 2024年　12月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：株式会社デンケン 企業ホームページ内  公表場所：  <https://www.dkn.co.jp/wp-content/themes/denken/img/ddx/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%87%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%B3%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf>  記載箇所：4.DX戦略・ページ6 | | 記載内容抜粋 | 当社は、経済産業省のDX推進指標に整合するDX戦略のもと、以下の方策を通じて2030年に向けた段階的な変革を目指します。   1. ムダ業務の断捨離と脱アナログ化 2. データの利活用に向けたシステム連携の構築 3. サプライチェーンの効率化と供給力強化 4. 教育による次世代を担う人的資本の育成・活用 5. 顧客満足、優位性の提供   これらの取り組みにより、デジタル技術を活用した企業経営の高度化を推進し、持続可能な成長を実現します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 記載事項は、当社 取締役会にて、2024年11月25日に承認されております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：5.推進体制・ページ7 | | 記載内容抜粋 | 上位権限を持つDDX推進室を設置し、室長を中心に各部署に推進担当を配置する体制を構築しています。  この体制にて、デジタルスキルの基礎習得やリーダー育成の専門教育を実施し、知見の共有と人的資本の確保に取り組んでいます。  また「ONE DENKEN」というDX推進の風土醸成を行い、業務プロセスの変革を加速させています。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 記載箇所：6.デジタル技術 活用環境の方向・ページ8 | | 記載内容抜粋 | DX戦略を支えるため、データ基盤の再整備を進め、デジタル技術の活用に向けクラウド環境などを連携します。 レガシーシステムの刷新とセキュリティ強化を実施し、デジタル技術を利用し業務効率化を図ります。 投資計画は段階的に実施し、社内外のステークホルダーに公表し、競争力と持続的成⾧を実現するデータ駆動型ビジネス環境を構築します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書など）の名称 | 株式会社デンケンのDX戦略 | | 公表日 | 2024年　12月　2日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 公表方法：株式会社デンケン　企業ホームページ  公表場所：  <https://www.dkn.co.jp/wp-content/themes/denken/img/ddx/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%87%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%B3%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf>  記載箇所：7.達成指標・ページ９ | | 記載内容抜粋 | 1. システムマップを利活用し業務分析、ムダな業務の抽出と改善よる効率化 2. 全社システムの導入と接続 3. サプライヤー連携企業との共生、情報とモノのデータの透明性向上 4. a.デジタル人材育成   b.デジタルスキル教育プログラムの運用   1. a.顧客満足度アンケートの満足度向上   b.蓄積データを活用したデータードリブン型経営  これらの目標を段階的に達成することで、業務効率化、財務指標の改善、顧客満足度の向上を実現し、持続可能な企業価値の創造を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ・2024年　12月　2日（株式会社デンケンのDX戦略）  　・2024年　 7月 29日（サステナビリティレポート2024） | | 発信方法 | 株式会社デンケン　企業ホームページ   1. 株式会社デンケンのDX戦略   <https://www.dkn.co.jp/wp-content/themes/denken/img/ddx/%E6%A0%AA%E5%BC%8F%E4%BC%9A%E7%A4%BE%E3%83%87%E3%83%B3%E3%82%B1%E3%83%B3%E3%81%AEDX%E6%88%A6%E7%95%A5.pdf>   1. サステナビリティレポート2024   <https://www.dkn.co.jp/wp-content/themes/denken/img/environment/sustainability_report2024.pdf> | | 発信内容 | 1. 株式会社デンケンのDX戦略での発信   １.はじめに　トップメッセージ・ページ３  DDXを発展の機会と捉え積極的に推進する事を発信しています。  ８.情報発信・ページ10  全てのステークホルダーへの理解と浸透を重視し、情報の透明性を確保  DDXの推進を一体となって進めることを発信しています。   1. サステナビリティレポート２０２４での発信   DX（PDFページ29　※PDFの画面スクロールでは、ページ16）  ・DXの取組み・DDX表彰の実施・サステナビリティとDX・DX認定への  チャレンジの活動情報の発信しています。  ※①②共に年/回の更新し、必要な情報発信を行っております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　2024年10月頃  ※年/回で見直し実施：24年度は10月に実施しています。 | | 実施内容 | IPAのDX推進指標を活用し自己分析・軌道確認を行い、推進活動へ展開する事でビジネス価値の向上を進めます。  また自己診断結果入力サイトへの入力し提出させて頂いております。申請管理番号：202410AH00004797 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年11月頃　～　2024年10月頃  ※年/回で見直し実施：24年度は10月に実施した。 | | 実施内容 | 情報セキュリティ対策に継続的に取り組み、セキュリティアクション制度に基づく2つ星を自己宣言させて頂いています。（利用者番号：90264937208）  <https://www.dkn.co.jp/environment/> |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。